

令和2年度

第1回 新見市下水道事業審議会

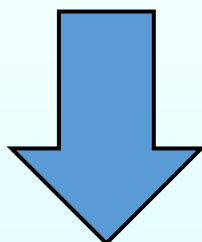


令和2年8月26日

新見市建設部下水道課

●本審議会の趣旨

- 新見市の下水道事業は、平成6年度に供用開始し26年が経過、下水道施設の整備が済み普及した割合（人口普及率）は82%、その内下水道施設へ接続している割合（水洗化率）は85%
- 施設の更新需要が高まる中、節水意識の高まりと少子高齢化に伴う人口減少の影響で水需要は伸び悩み下水道使用料の減収は避けられない
- 下水道事業は、施設整備に多額の費用を投資しており企業債残額は、R元年度末で約121億円
- 使用料の算定について、公共下水道区域は水道使用量に基づく【従量制】、それ以外の区域では、汚水排除量に関わらず、世帯人数に基づく【人頭制】、同じ行政サービスの提供で、算定方法が2種類



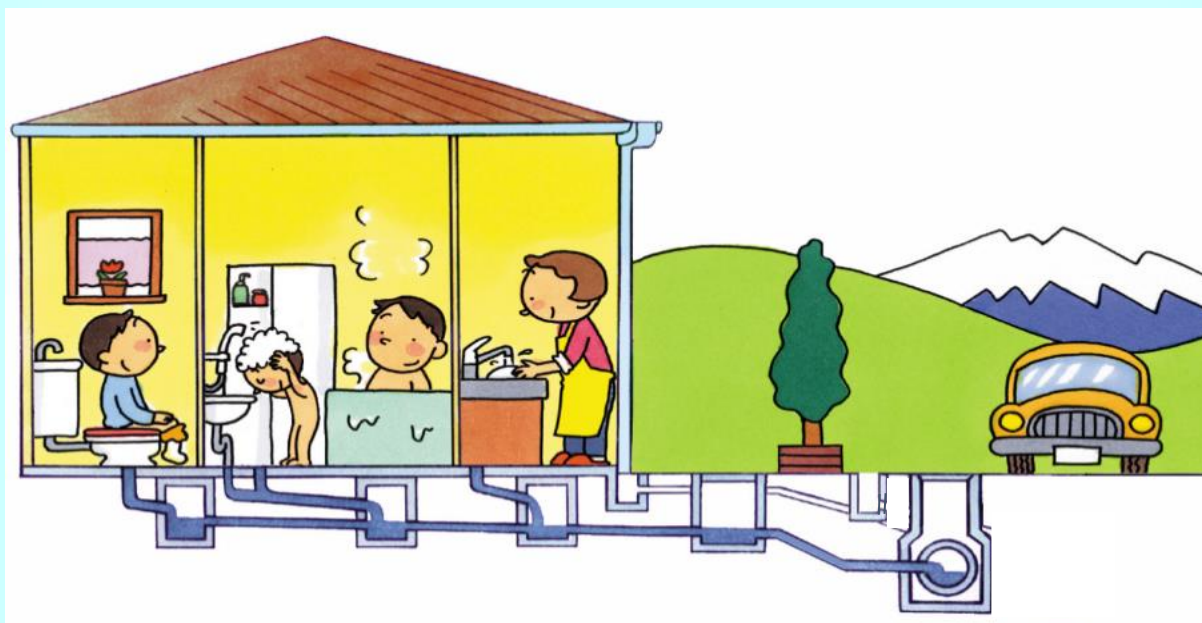
<審議事項>

○下水道使用料水準の見直し

○下水道使用料算定の統一化

●下水道の目的と役割

下水道は、家庭などから排出される汚水を処理施設に集めてキレイにし、川に戻す役割があります。



●生活環境の保全

清潔で衛生的な水洗トイレが使える、悪臭がなくなり便槽の消毒清掃が不要になります。

●生活環境の改善

汚水、生活雑排水を処理施設へ流すため、側溝の汚れによる悪臭、蚊やハエの発生を防ぐことが出来るなど、多くの利点があります。

●公共用水域の水質保全

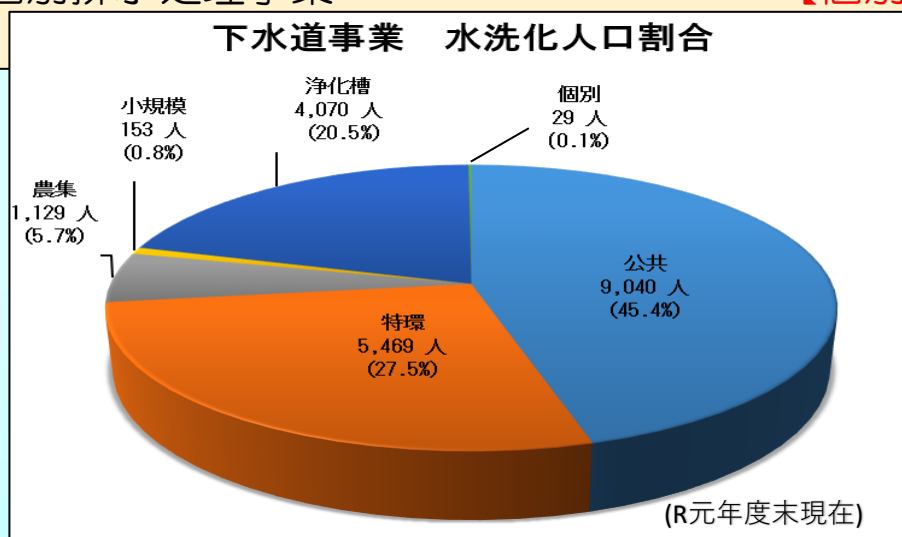
汚水、雑排水は処理施設で浄化された後に、河川に放流するため海や河川の水質悪化を防ぎ、自然環境を守ります。

●新見市下水道事業の概要

●新見市の下水道事業状況

新見市の下水道事業は次のとおりです。

- ①公共下水道事業・・・・・・・・・・・・・・・・・【公共】
新見・高尾・正田など都市計画区域内が主
H12年度 供用開始
- ②特定環境保全公共下水道事業・・・・・・・・・・・・・・・・・【特環】
長屋・唐松・大佐・哲多・哲西
・哲多地区 H8年度 供用開始
・哲西地区 H9年度 供用開始
・大佐地区 H13年度 供用開始
- ③農業集落排水事業・・・・・・・・・・・・・・・・・【農集】
草間・足見・大井野・久保井野など、10箇所
- ④小規模集合排水事業・・・・・・・・・・・・・・・・・【小規模】
寺元（上熊谷）・平田（下熊谷）・蔵内（豊永佐伏）・河内（大佐布瀬）
- ⑤浄化槽事業・・・・・・・・・・・・・・・・・【浄化槽】
- ⑥個別排水処理事業・・・・・・・・・・・・・・・・・【個別】



●新見市下水道事業の位置図

1. 公共

① 新見

2. 特環

② 長屋・唐松

③ 大佐

④ 哲多（萬歳）

⑤ 哲西

3. 農集

① 足見

② 草間

③ 千屋

④ 上熊谷

⑤ 布瀬

⑥ 大井野

⑦ 上刑部

⑧ 久保井野

⑨ 井原井戸布寄

⑩ 新南

4. 小規模

① 蔵内

② 平田

③ 寺元・上太田

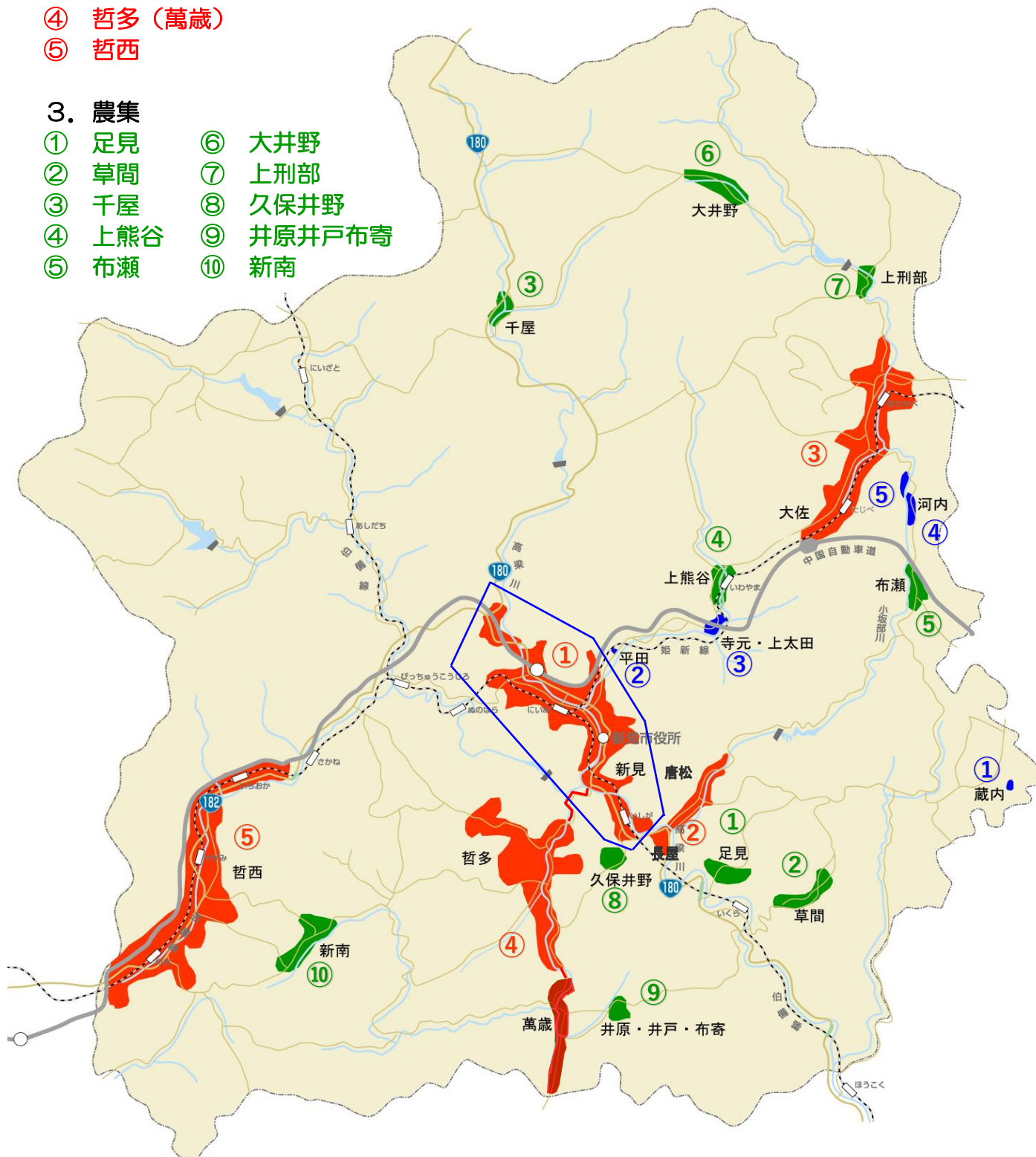
④ 河内東

⑤ 河内西

左記以外の区域

5. 浄化槽

6. 個別



①新見市下水道事業の現状と課題

☆一般会計繰入金と下水道使用料：【現状】

☆一般会計繰入金 （※7ページ）

H23 : 13億円／年

H24～H29 : 11億5千万円～11億7千万円／年

H30～R元 : 12億円～12億2千万円／年

R2予算 : 11億2千万円／年

☆使用料収入は、ほぼ横ばい傾向 （※8ページ）

H23～R元 : 3億～3億4千万円／年

☆一般会計繰入金と下水道使用料：【課題】

☆建設費と維持管理費のうち、汚水処理に要する費用は下水道使用料で賄うことを原則とされていますが、現状は一般会計繰入金（基準外繰入）に頼り、収支の均衡を図っています。

☆施設の整備に多額の投資をしており、企業債償還金を年間に約11億円支出しています。

☆少子高齢化による人口減少と、節水意識の高まりによって、減収が避けられない状況です。

【参考】

○一般会計繰入金

自治体には、教育、福祉や土木など行政運営の経費を賄う「一般会計」と、公共料金や利用料金など独自の収入がある「企業会計」という二つの会計があり、企業会計の事業運営に歳入が不足する場合、必要な財源を一般会計から繰り入れる資金のこと。

○基準内繰入金

一般会計が企業会計に対して本来負担すべき経費について、国が示す基本的な考え方に基づく経費のこと。

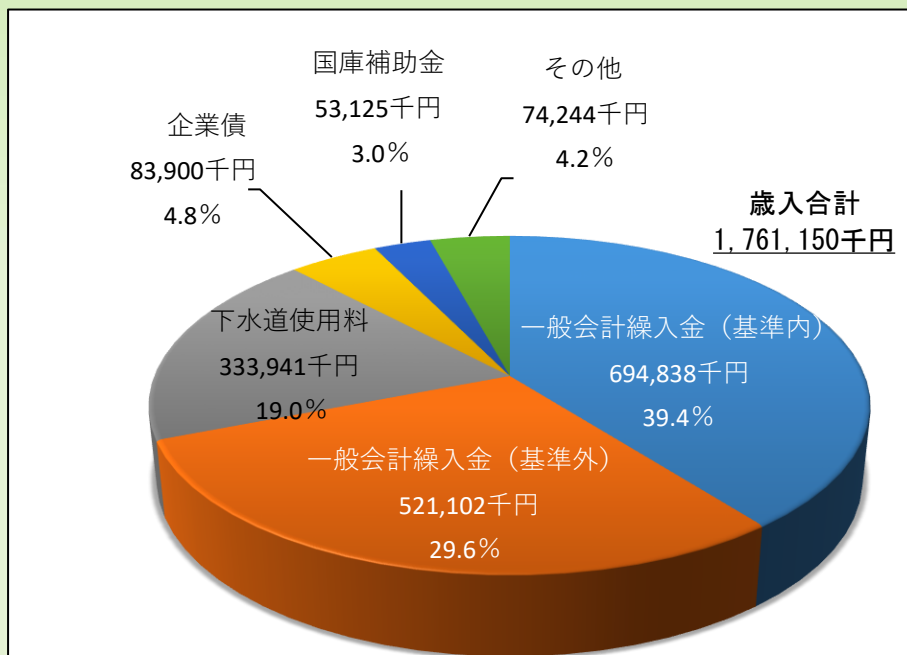
○基準外繰入金

企業会計の財源不足を補てんするため、繰入基準以外の繰入金のこと。

①新見市下水道事業の現状と課題

☆一般会計繰入金と下水道使用料：資料

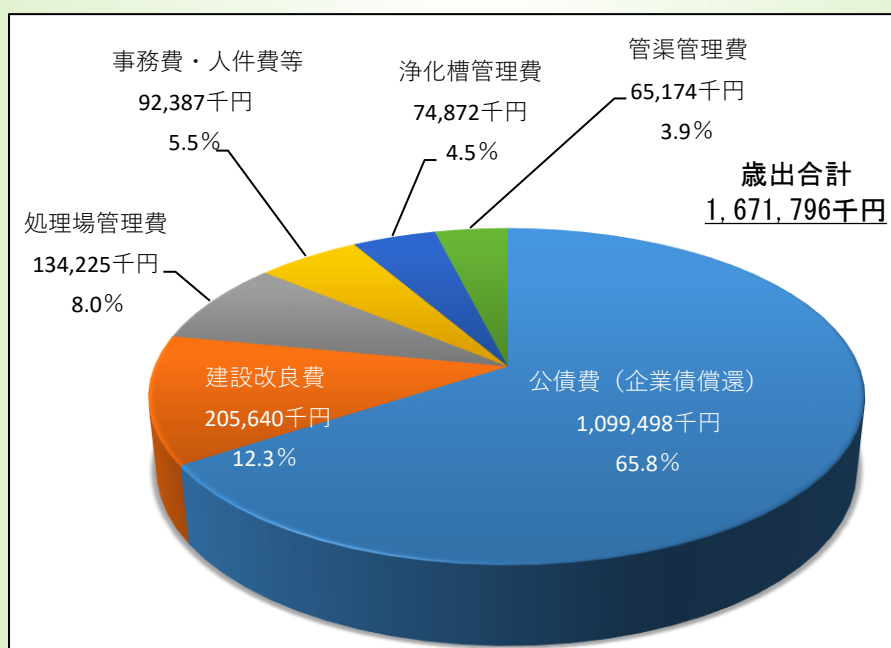
●一般会計繰入金が占める割合【R元年度 歳入内訳】



★維持管理に多額の経費を必要としており、一般会計繰入金で収支均衡を図っています

●公債費（企業債償還金額）が占める割合

【R元年度 歳出内訳】

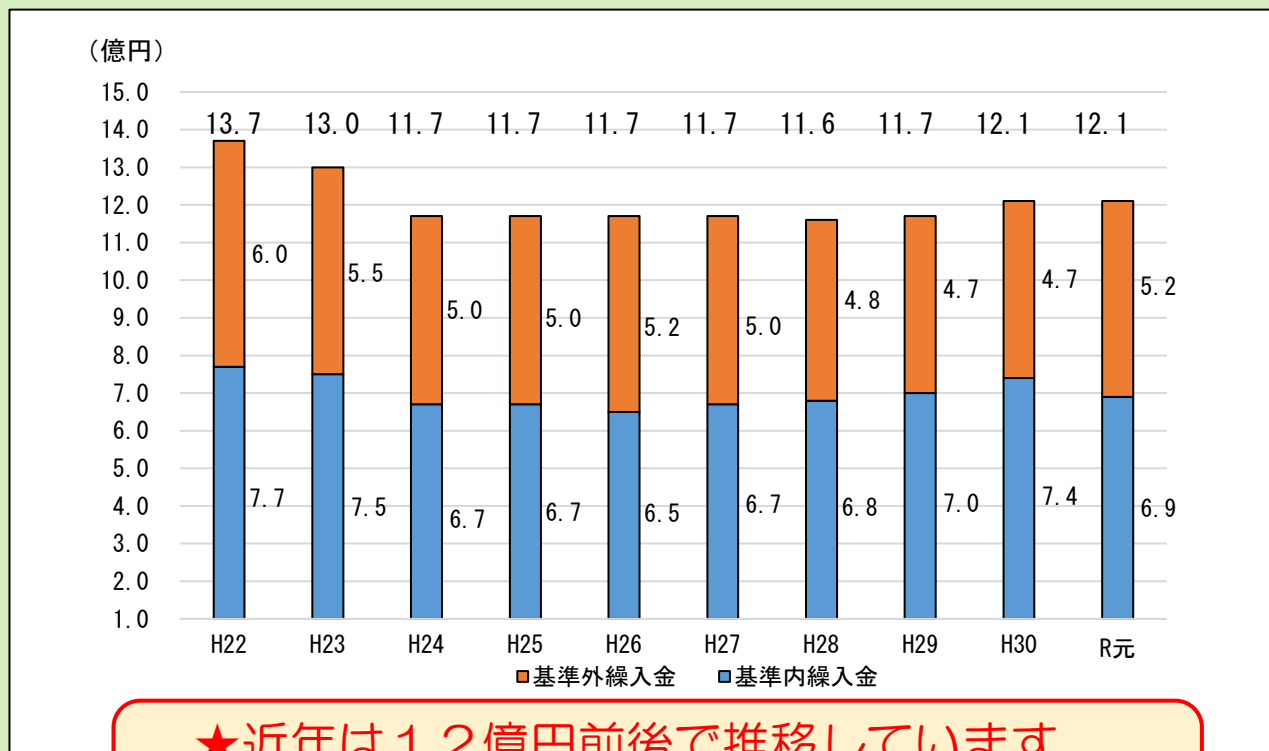


★施設の整備に多額の投資をしており、企業債の償還金額が6割を超えています

①新見市下水道事業の現状と課題

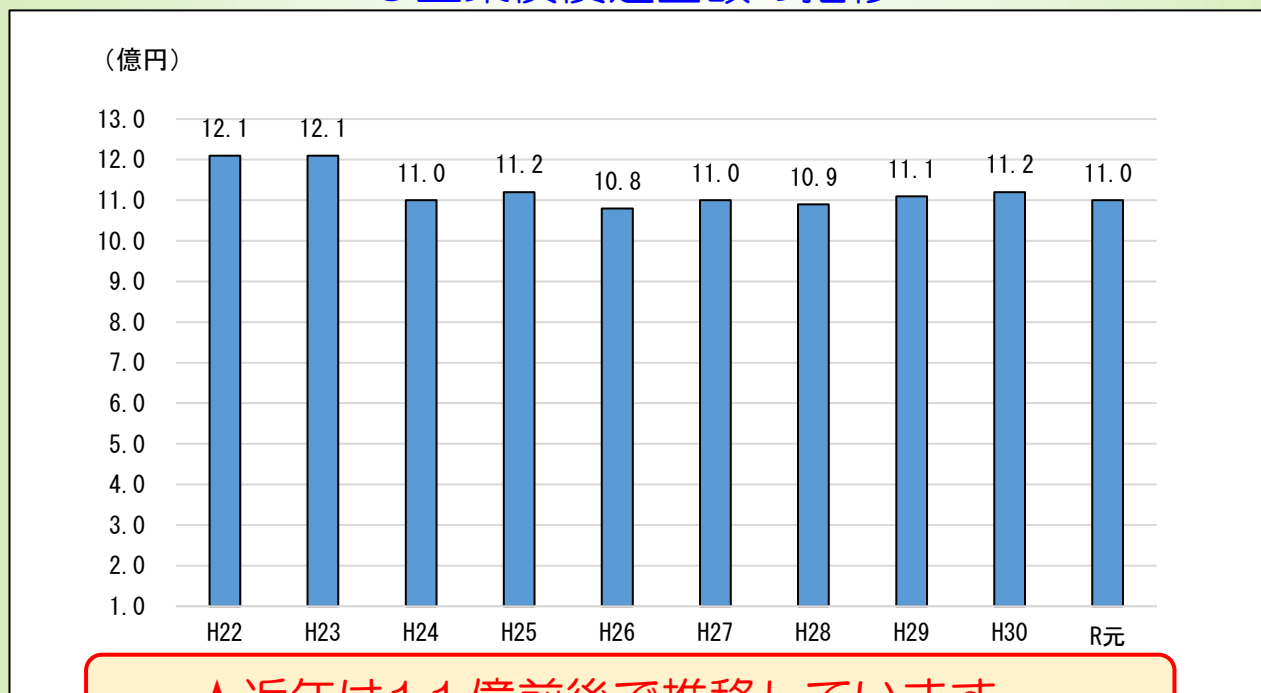
☆一般会計繰入金と下水道使用料：資料

●一般会計繰入金の推移



★近年は12億円前後で推移しています
繰入金の約4割は標準外繰入金です

●企業債償還金額の推移

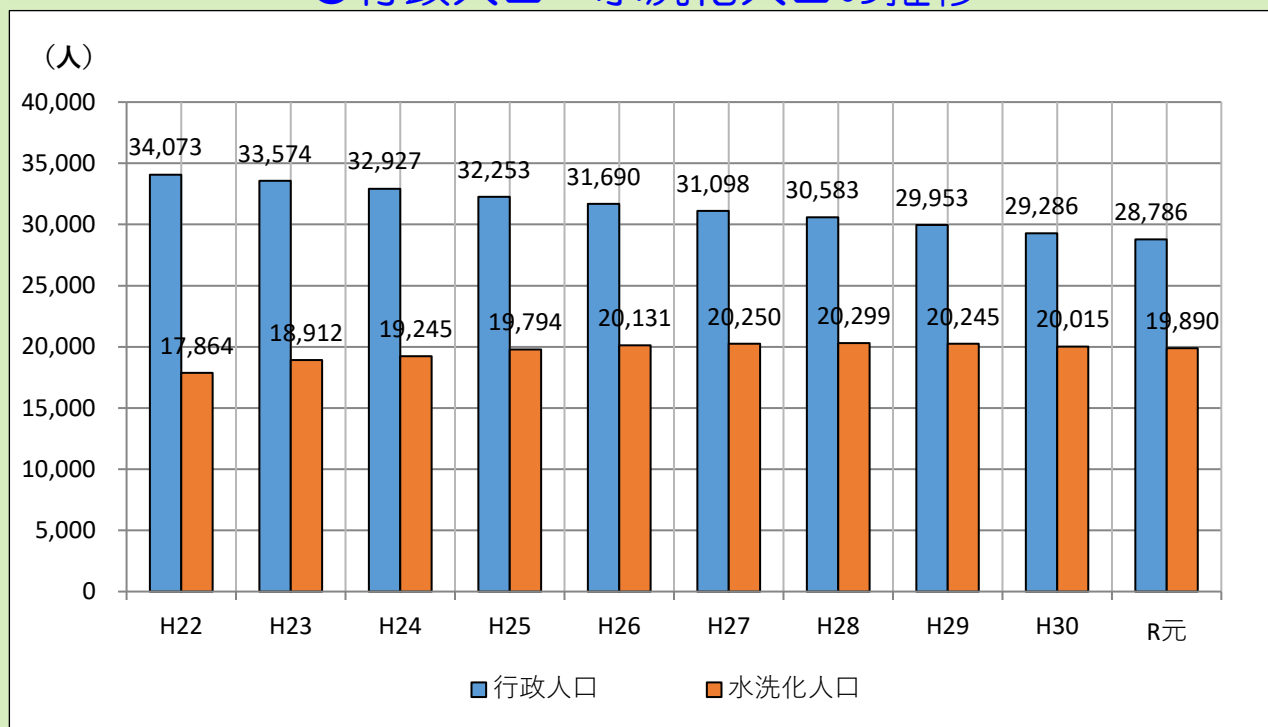


★近年は11億前後で推移しています

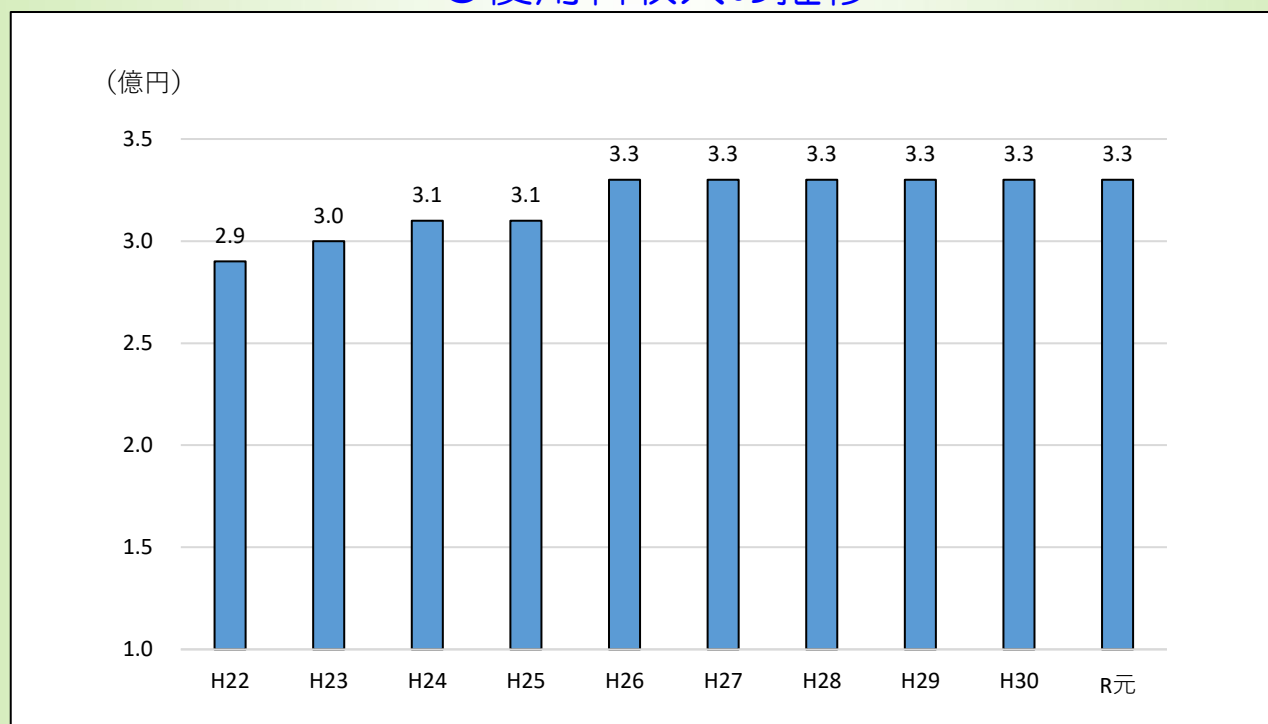
①新見市下水道事業の現状と課題

☆一般会計繰入金と下水道使用料：資料

●行政人口・水洗化人口の推移



●使用料収入の推移

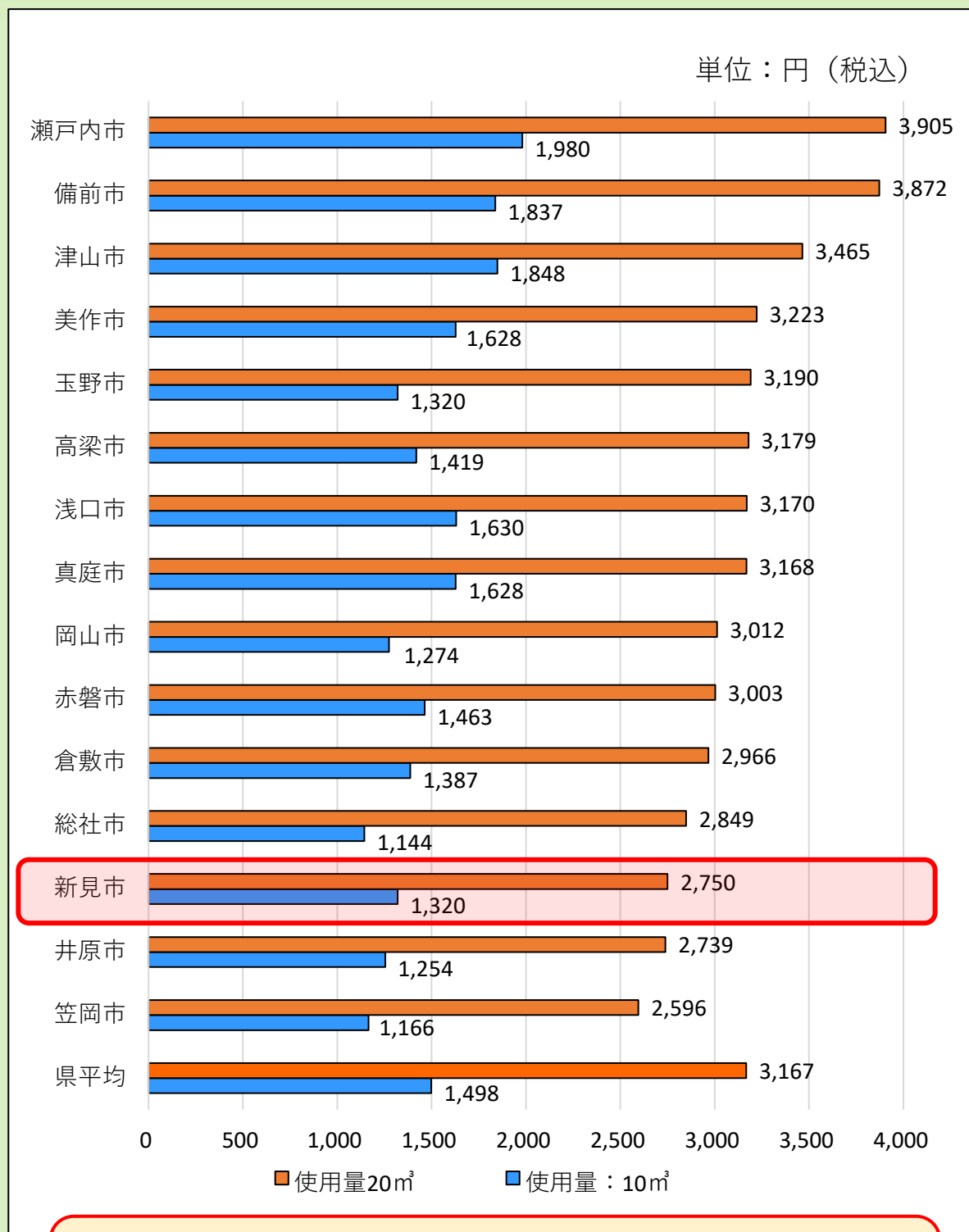


★行政人口は減少し、使用料収入は横ばい傾向のため増収は望めません

①新見市下水道事業の現状と課題

☆一般会計繰入金と下水道使用料：資料

●岡山県15市 公共下水道使用料【月額】



★新見市は、県下で3番目に低い料金水準です
（使用料20m³で比較）

②新見市下水道事業の現状と課題

☆下水道使用料の算定：【現状】

☆公共下水道は水道使用量に基づく【従量制】で算定

☆公共下水道以外は世帯人数に基づく【人頭制】で算定

☆下水道使用料の算定：【課題】

下水道の事業種別の選択は、受益者の判断ではなく行政が地域の状況に応じて政策的に行っています。

下水道整備事業の違いにより使用料の算定方法が決定していますが、事業種別が異なっても生活排水を処理するという同じ目的を持った行政サービスの提供で、算定方法が2種類あり、【人頭制】では、使用人数の変更、施設入所等による長期不在など、各種届出が必要となっております。

②新見市下水道事業の現状と課題

☆下水道使用料の算定：資料

☆公共下水道・・・【従量制】(水道使用量に基づく算定)

【一般家庭の場合】

- ・基本料金 1,320円／月（10m³までを含む）
- ・超過料金 143円／m³（10～30m³）
- ・－//－ 165円／m³（30m³～）
- 水道水を20m³使用した場合
 $1,320円 + (143円 \times 10m^3) = 2,750円$

【井戸水等を使用している場合】

- ・基本料金 1,320円／月（10m³まで含む、超過料金は一般家庭と同じ）
- ・3人目まで7m³／1人で水量を算定
- ・4人目から3m³／1人で水量を算定
- 世帯人数が5人の場合
水量＝（3人×7m³）＋（2人×3m³）－10m³＝17m³
 $1,320円 + (17m^3 \times 143円) = 3,751円$

【水道水と井戸水等を併用している場合】

- ・基本料金 1,320円／月（10m³まで含む、超過料金は一般家庭と同じ）
- ・3人目まで 4m³／1人で水量を算定
- ・4人目から 2m³／1人で水量を算定
- 水道水を10m³使用し、世帯人数が5人の場合
水量＝10m³＋（3人×4m³）＋（2人×2m³）－10m³＝16m³
 $1,320円 + (16m^3 \times 143円) = 3,608円$

【公衆浴場の場合】

- ・基本料金 770円／月（10m³までを含む）
- ・超過料金 66円／m³（10m³～）
- 水道水を20m³使用した場合
 $770円 + (66円 \times 10m^3) = 1,430円$

②新見市下水道事業の現状と課題

☆下水道使用料の算定：資料

☆公共下水道以外・・【従量制】(水道使用量に基づく算定) 【事業所の場合】

- ・基本料金 3,300円／月
- ・使用料金 132円／ m^3
- 水道水を 20m^3 使用した場合
 $3,300\text{円} + (20\text{m}^3 \times 132\text{円}) = 5,940\text{円}$

【公共施設の場合】

- ・基本料金 1,600円／月
- ・使用料金 132円／ m^3

【集会施設の場合】

- ・基本料金 550円／月
- ・使用料金 132円／ m^3

☆公共下水道以外・・・【人頭制】(世帯人数に基づく算定) 【一般家庭の場合】

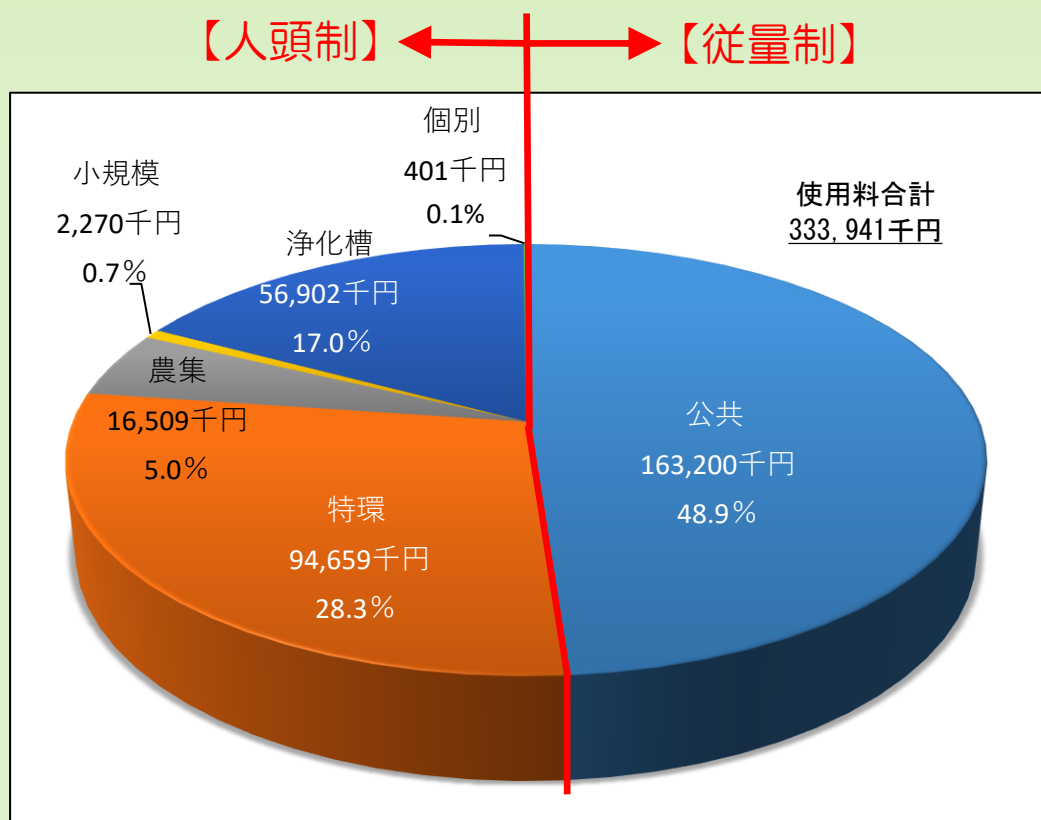
- ・均等割 1世帯につき 1,650円／世帯
- ・人数割 1人につき 550円
- 世帯人数が3人の場合
 $1,650\text{円} + (3\text{人} \times 550\text{円}) = 3,300\text{円}$

※ 世帯人数に変更が生じた場合は、届出により使用料を変更。

②新見市下水道事業の現状と課題

☆下水道使用料の算定：資料

●使用料算定の内訳



★【従量制】で算定している割合 49%
【人頭制】で算定している割合 51%

●下水道使用料の算定を【従量制】に統一した場合

★【人頭制】の地域を【従量制】に置きかえ試算した場合、1年間で約730万円の減収になります

②新見市下水道事業の現状と課題

☆下水道使用料の算定：資料

●下水道使用料の算定を【従量制】に統一した場合

☆メリット

- 算定方法の違いによる、不公平感をなくすることができる。
- 下水道使用料を水道使用量に基づき算定するため、算定方法が明快。
- 世帯人数の変更届出が不要となり、使用者の手続きが簡素化される。
- 月々の水道使用量に比例し使用料が上がるため、市民の節水意識が向上する。
- 【人頭制】の問題点の解消
 - ①使用人数を変更するごとに届出が必要。
 - ②住民票を残し市外に居住している方や、施設入所している方には、長期不在の届出が必要。
 - ③世帯分離などで、実際に下水道を使用している方の人数把握が困難。

☆デメリット

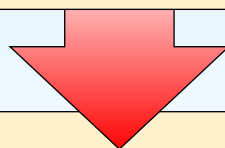
- 月々の水道使用量が多い方は負担が増える。
- 公共下水道以外の区域では、井戸水等水道水以外の水を使用している世帯が多いため、世帯人数に基づく認定水量により使用料を算定する件数が増加。

★算定を【従量制】に統一した場合、手続きの簡素化など、数々のメリットがあります

『下水道使用料水準の見直し』及び『下水道使用料算定の統一化』の移行スケジュールについて

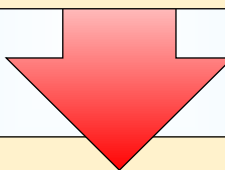
新見市下水道事業審議会

- ・第1回（R2.8）諮問
- ・第2回（R2.10～11）
- ・第3回（R2.12）
- ・第4回（R3.1）
- ・第5回（R3.2）予備
- ・第6回（R3.3）答申予定



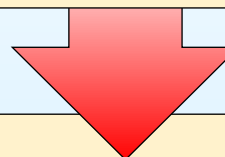
新見市議会

- ・使用料等見直し（案）
- ・条例改正（案）



下水道課

- ・広報PR
- ・使用料金システムの改修等



新制度へ移行